

経理部門の基本有用情報  
**今月の経理情報**
**今回のテーマ： 定期保険等の税務上の取り扱い**

法人が契約者・受取人、被保険者を役員・従業員とする定期保険等の保険料の税務上の取り扱いについて、法人税基本通達において見直しが行われました。2019年7月8日以後の契約に係る定期保険等に適用されます。

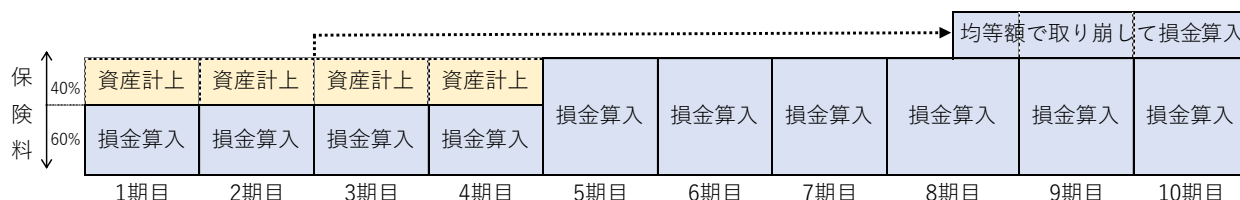
**定期保険等の種類**

保険種類	基本的な特徴	税務上の取り扱い
定期保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛け捨てで満期保険金はない</li> <li>・ 保険期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる</li> <li>・ 保険期間の途中で解約すると解約返戻金が発生するものもある（長期平準定期保険・逡増定期保険など）</li> </ul>	最高解約返戻率に応じて損金算入額等が下記のとおり異なる
第三分野保険 (医療保険、がん保険、介護保険など)	生きている間のリスクに備える保険で商品設計が多様化している	

**① 最高解約返戻率が50%超の定期保険等（下記②に該当するものを除く）**

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額（残額は損金算入）	資産計上分の損金算入
50%超70%以下	保険期間開始日から保険期間の40/100相当期間を経過する日まで	当期支払保険料の40%	保険期間の75/100相当期間経過後から保険期間終了日までの期間に資産計上額の累積額を均等に取り崩した金額のうち、当期対応分
70%超85%以下		当期支払保険料の60%	
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間等の終了の日まで	当期支払保険料×最高解約返戻率の70%（保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）	解約返戻金が最高額となる期間等の経過後から保険期間終了日までの期間に資産計上額の累積額を均等に取り崩した金額のうち、当期対応分

例：保険期間が10年で最高解約返戻率が70%の定期保険等の損金算入イメージ



※資産計上期間を経過した以降の当期分支払保険料の額は損金算入となります。

**② 次の定期保険等**

区分	取り扱い
保険期間が3年未満	期間の経過に応じて損金算入
最高解約返戻率が50%以下	
最高解約返戻率が70%以下、かつ、被保険者1人当たりの年換算保険料相当額が30万円以下	

**お見逃しなく！**

2019年7月7日までに契約された定期保険等については改正前の取り扱いによります。